

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示		ページ
○議決を経た予算の要領	(財政課)	1
○保安林の指定予定の通知(6件)	(治山林道課)	6
○保安林の解除	()	7
○浄化槽法による指定検査機関の名称の 変更の届出	(公園下水道 課)	7
○建築基準法による道路の位置の指定	(建築指導課)	7
○建築基準法による道の指定	()	7
○高知県収入証紙売りさばき人の代表者 の氏名の変更の届出	(会計管理課)	7
公 告		
○特定非営利活動法人の定款変更認証の 申請	(県民生活・ 男女共同参 画課)	
	(8・2 掲示)	7
○土地改良区の役員の就退任(2件)	(農業基盤課)	7
○土地改良区の定款変更の認可(2件)	()	8
○土地改良区の解散の認可	()	8
○共同施行土地改良事業の施行の適否決 定	()	8
高知県教育委員会規則		
◎高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則 の一部を改正する規則		8
◎高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則の一 部を改正する規則		10
高知県選挙管理委員会告示		
○高知県議会議員補欠選挙の当選人の住所及び氏名	(8・9 掲示)	13
監査公表		
○高知県職員措置請求についての監査の執行結果		13
落札公告		
○落札者等の公告	(税 務 課)	17
正 誤		
◎正誤(平11・12・7 付け 目次ほか)		19

告 示

高知県告示第525号

平成23年6月高知県議会定例会において議決を経た予算の要領は、次のとおりである。

平成23年8月12日

高知県知事 尾崎 正直

平成23年度高知県一般会計補正予算

平成23年度高知県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,484,231千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ435,268,353千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		51,798,296	170,082	51,968,378
	2 国庫補助金	28,138,640	166,123	28,304,763
	3 委託金	857,365	3,959	861,324
10 財産収入		1,509,096	24	1,509,120
	1 財産運用収入	989,517	24	989,541
12 繰入金		34,678,543	1,314,125	35,992,668
	2 基金繰入金	33,958,457	1,314,125	35,272,582
歳入合計		433,784,122	1,484,231	435,268,353

歳 出

(単位千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計	款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		15,887,726	1,145	15,888,871	8 海 岸 費		1,946,171	104,500	2,050,671
	1 総 務 費	13,998,065	1,145	13,999,210		13 教 育 費		99,423,578	37,872
3 危機管理費		1,050,759	108,104	1,158,863	2 児 童 費		3,024,334	7,331	3,031,665
	1 危機管理費	1,050,759	108,104	1,158,863	3 学 校 費		72,669,807	19,182	72,688,989
4 健康福祉費		74,376,414	84,881	74,461,295	7 私 学 等 振 興 費		4,572,118	11,359	4,583,477
	1 健康福祉費	2,775,570	17,050	2,792,620	14 警 察 費		22,332,181	3,485	22,335,666
	2 健 康 費	30,977,158	15,880	30,993,038		2 警察活動費	2,298,437	3,485	2,301,922
	3 地域福祉費	40,613,253	26,538	40,639,791	15 災 害 復 旧 費		2,293,317	94,687	2,388,004
	4 災害救助費	10,433	25,413	35,846		2 水産施設 災害復旧費	53,896	94,687	148,583
7 商工労働費		10,688,346	605,052	11,293,398	歳 出 合 計		433,784,122	1,484,231	435,268,353
	1 商 工 費	4,712,561	605,052	5,317,613					
9 農業振興費		10,517,841	312	10,518,153					
	1 農 業 費	6,241,437	312	6,241,749					
10 林業振興 環境費		15,545,862	300,048	15,845,910					
	1 林業振興費	13,622,307	300,048	13,922,355					
11 水産振興費		4,410,016	61,255	4,471,271					
	1 水産振興費	4,410,016	61,255	4,471,271					
12 土 木 費		63,716,043	187,390	63,903,433					
	2 河 川 費	6,374,967	13,905	6,388,872					
	6 建 築 費	1,857,375	68,985	1,926,360					

第2表 債務負担行為補正

(単位千円)

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
東北地方太平洋沖地震漁業災害対策特別資金の利子補給補助	平成23年7月12日から 平成30年3月31日まで	融資額500,000千円以内の年利率2.85パーセントの2分の1以内の額
東日本大震災漁業経営対策特別資金の保証料補給	平成23年7月12日から 平成32年3月31日まで	融資額1,000,000千円以内の年信用保証料率0.58パーセント以内の額

2 変 更

(単位千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
企業立地促進要綱に基づく指定企業が行う初期投資等に対する補助	平成23年4月1日から 平成29年3月31日まで	150,000	平成23年4月1日から 平成29年3月31日まで	489,500

平成23年度高知県災害救助基金特別会計補正予算

平成23年度高知県の災害救助基金特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ79,062千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154,848千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位千円)

歳 入					歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計	款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 災 害 救 助 基 金 収 入		75,786	79,062	154,848	1 災 害 救 助 費		75,786	79,062	154,848
	1 災 害 救 助 基 金 収 入	75,786	79,062	154,848		1 災 害 救 助 費	75,786	79,062	154,848
歳 入 合 計		75,786	79,062	154,848	歳 出 合 計		75,786	79,062	154,848

平成23年度高知県病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成23年度高知県病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成23年度高知県病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収	入	
第2款	安芸病院事業収益	2,568,867千円	4,116千円	2,572,983千円
第1項	医療収益	1,972,528千円		1,972,528千円
第2項	医療外収益	596,338千円	4,116千円	600,454千円
第3項	特別利益	1千円		1千円
第4款	幡多けんみん病院事業収益	8,533,464千円	3,702千円	8,537,166千円
第1項	医療収益	7,245,334千円		7,245,334千円
第2項	医療外収益	1,288,129千円	3,702千円	1,291,831千円
第3項	特別利益	1千円		1千円
収入合計		12,439,298千円	7,818千円	12,447,116千円
		支	出	
第4款	幡多けんみん病院事業費用	8,762,994千円	70,041千円	8,833,035千円
第1項	医療費用	8,379,398千円		8,379,398千円
第2項	医療外費用	301,626千円		301,626千円
第3項	特別損失	81,970千円	70,041千円	152,011千円
支出合計		13,414,739千円	70,041千円	13,484,780千円

(他会計からの補助金)

第3条 予算第10条中「175,907千円」を「183,725千円」に改める。

高知県告示第526号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年8月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
四万十市西土佐江川字ヌタノホリ3403、4712の3、宇城ノ崎3404、3405の1、3423、3424
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字ヌタノホリ4712の3（次の図に示す部分に限る。）、宇城ノ崎3404・3405の1・3423（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第527号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年8月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
吾川郡いの町清水上分字牛王山上ミ2993のツ、2993のソ、2993のネ
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字牛王山上ミ2993のツ・2993のソ（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな

い。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第528号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年8月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
吾川郡いの町清水下分字柿ノ平2097、2098、2102、字除川2128の1、2128の2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字柿ノ平2098（次の図に示す部分に限る。）、字除川2128の2（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第529号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年8月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
吾川郡仁淀川町森字草瀧5059から5061まで、5074、5075

- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字草瀧5059から5061まで・5074（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、5075
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第530号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年8月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
吾川郡仁淀川町田村字ヒウラ504の1、505の1、1004
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字ヒウラ504の1・505の1・1004（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第531号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年8月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
吾川郡仁淀川町長者字ヒガシヤシキ甲3008の1から甲3008の3まで、甲3008の7、甲3008の8
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字ヒガシヤシキ甲3008の1から甲3008の3まで・甲3008の7・甲3008の8（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第532号

次の保安林を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成23年8月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 解除に係る保安林の所在場所
須崎市大谷字河原山922の1（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
魚つき
 - 3 解除の理由
急傾斜地崩壊対策事業用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び須崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第533号

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第57条第1項の指定をした指定検査機関から名称について変更の届出があったので、次のとおり告示する。

平成23年8月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 変更前及び変更後の指定検査機関の名称
（変更前） 財団法人高知県環境検査センター
（変更後） 一般財団法人高知県環境検査センター
- 2 指定検査機関の所在地及び代表者の氏名
高知市介良乙815番地1
理事長 本田 忠雄
- 3 変更年月日
平成23年7月1日

高知県告示第534号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

平成23年8月12日

高知県知事 尾崎 正直

地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
土佐清水市 浦尻字尻貝山	414番4 415番27 416番318の一部 416番688	7.04	142.81	

高知県告示第535号

次の道を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により指定する。

平成23年8月12日

高知県知事 尾崎 正直

南国市三島字水通601番3地先から字原田600番4地先に至る延長4.9メートルの道

高知県告示第536号

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第8条の規定により売りさばき人の代表者の氏名の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成23年8月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名
（変更前） 高知市布師田3992-3
一般社団法人高知県発明協会
会長 北村 精男
（変更後） 高知市布師田3992-3
一般社団法人高知県発明協会

会長 山岡 陸宏

2 変更年月日
平成23年6月17日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成23年8月2日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成23年8月2日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所の 所在地	定款に記載された目的
平成23 年8月 2日	特定非 営利活 動法人 デジタル こう ち推進 協会	東川 孝	高知市 江陽町 10番24 号	この法人は、高知県および県内の各市町村行政や団体等と連携し、県内の一般住民や難視聴地域の住民組織等に対して、地上デジタル化に伴う各種設計調査事業やデジタル化に関する普及活動を行い、情報通信技術の発展により誰もが等しく日常生活での利便性を享受できる情報化社会づくりと地域社会の発展に寄与することを目的とする。

土地区画改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、須崎市吾桑西ノ沢土地区画改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。
平成23年8月12日

役名	氏名	住 所	高知県知事	尾崎 正直
(退任)				
理事	松浦 誠章	須崎市吾井郷乙230-4		
監事	堅田 長吉	〃 〃 乙103-10		
(就任)				
理事	松浦 克也	須崎市吾井郷乙230-4		
監事	松浦 哲夫	〃 〃 乙168-1		

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、杉田ダム土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成23年8月12日

役名	氏名	住 所	高知県知事	尾崎 正直
(退任)				
理事	今久保徳子	香美市土佐山田町西後入	655	
〃	堤 和宏	〃 〃 大平	178	
〃	尾崎 満	〃 〃 〃	45	
〃	萩野 善英	〃 〃 佐野	227	
〃	前田 忠志	〃 〃 〃	886	
〃	山崎 幹雄	〃 〃 〃	868	
〃	前田 光一	〃 〃 楠目	40-ロ	
〃	奥宮 弘道	〃 〃 〃	1441	
〃	門脇 好美	〃 〃 〃	219-1	
〃	楠目無事男	〃 〃 〃	1082	
〃	山崎 勳	〃 〃 〃	436-2	
〃	近江川利喜	〃 〃 〃	809-1	
〃	西村 若水	〃 〃 山田	1644-イ	
監事	猪俣 誠一	〃 〃 本村	106-1	
〃	吉村 雅	〃 〃 大平	577	
〃	内川 豊	香南市野市町 みどり野東	2-61	
(就任)				
理事	吉川 和子	香美市土佐山田町本村	328	
〃	小川 育夫	〃 〃 佐野	228	
〃	堤 和宏	〃 〃 大平	178	
〃	尾崎 満	〃 〃 〃	45	
〃	前田 忠志	〃 〃 佐野	886	
〃	山崎 幹雄	〃 〃 〃	868	
〃	水田 考行	〃 〃 〃	966	
〃	前田 光一	〃 〃 楠目	40-ロ	
〃	耕崎 大	〃 〃 〃	95	
〃	前田 長英	〃 〃 〃	1234-4	
〃	楠目無事男	〃 〃 〃	1082	

〃	山崎 勳	〃 〃 〃	436-2
〃	近江川利喜	〃 〃 〃	809-1
〃	西村 若水	〃 〃 山田	1644-イ
監事	猪俣 誠一	〃 〃 本村	106-1
〃	吉村 雅	〃 〃 大平	577
〃	内川 豊	香南市野市町 みどり野東	2-61

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土佐山田町林田・山田島土地改良区の定款の変更を平成23年7月29日に認可した。

平成23年8月12日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、久礼田土地改良区の定款の変更を平成23年7月29日に認可した。

平成23年8月12日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、須崎市吾桑西ノ沢土地改良区の解散を平成23年8月3日に認可した。

平成23年8月12日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、土佐清水市松尾地区土地改良事業共同施行の行う土地改良事業（土佐清水市松尾地区土地改良事業）の施行は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成23年8月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 縦覧に供する書類
 - 土地改良事業計画書の写し
 - 規約の写し
- 縦覧期間
平成23年8月12日から同年9月9日まで
- 縦覧場所
土佐清水市役所
- その他
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了

後の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

教育委員会規則

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年8月12日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第19号

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則（平成14年高知県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第1号様式の3までの規定中

「なお、関係機関において奨学金の貸与の決定のために必要な事項を調査されることについて同意します。」を削る。

別記第1号様式の3の2を次のように改める。

第1号様式の3の2 (第3条関係)

誓約書

年 月 日

高知県教育長 様

申請者	フリガナ氏名	Ⓣ	住所	(郵便番号 -)	
	生年月日	年 月 日	電話番号		
保護者※1	フリガナ氏名	Ⓣ	住所	(郵便番号 -)	
	生年月日	年 月 日	電話番号		
	申請者との関係		職業	勤務先	
連帯保証人※2	フリガナ氏名	Ⓣ ※3	住所	(郵便番号 -)	
	生年月日	年 月 日	電話番号		
	申請者との関係		職業	勤務先	
連帯保証人※2	フリガナ氏名	Ⓣ ※3	住所	(郵便番号 -)	
	生年月日	年 月 日	電話番号		
	申請者との関係		職業	勤務先	

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例及び高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の規定に従い、奨学生としての責務を誠実に果たします。

保護者においては、申請者に対して、高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例及び高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の規定に従い、奨学生としての責務を誠実に果たさせるとともに、義務の不履行その他不都合な行為をさせないようにします。

連帯保証人においては、貸与を受ける奨学金の返還の債務について、申請者と連帯して負担します。

申請者及び連帯保証人においては、貸与を受ける奨学金の返還を怠ったときは、強制執行等の法的措置を受けても異議はありません。

申請者、保護者及び連帯保証人においては、高知県高等学校等奨学金の貸与の申請時から当該奨学金の返還の完了までの間における当該奨学金に係る事務処理上必要があると認められる関係機関に対する調査の実施について同意します。

- 備考 ※1 申請者が成年者である場合は、保護者の記載は必要ありません。
 ※2 連帯保証人のうち少なくとも1人は、保護者以外の方で、独立の生計を営む成年者でなければなりません。
 ※3 この誓約書に押印した連帯保証人の印鑑については、市町村長が発行する印鑑証明書を添えてください。

別記第13号様式を次のように改める。

第13号様式(第14条関係)

高知県高等学校等奨学金借用証書

借入金額 _____ 円

高知県高等学校等奨学金として上記金額を借用しました。つきましては、高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例及び高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の規定を守り、滞りなく返還します。なお、高知県高等学校等奨学金の返還の完了までにおける当該奨学金に係る事務処理上必要があると認められる関係機関に対する調査の実施について同意するとともに、当該奨学金の返還を怠ったときは、強制執行等の法的措置を受けても異議はありません。

年 月 日

高知県教育長 様

奨 学 生 奨学生決定番号
郵便番号
住 所
氏 名 ㊤
電話番号

連帯保証人 郵便番号
住 所
氏 名 ㊤
生年月日
電話番号
奨学生との関係
職 業
勤務先(会社名等)

連帯保証人 郵便番号
住 所
氏 名 ㊤
生年月日
電話番号
奨学生との関係
職 業
勤務先(会社名等)

備考 1 連帯保証人のうち少なくとも1人は、保護者以外の方で、独立の生計を営む成年者でなければなりません。
2 この借用証書に押印した連帯保証人の印鑑については、市町村長が発行する印鑑証明書を添えてください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則別記第1号様式から別記第1号様式の3の2までの規定は、この規則の施行の日以後に奨学金の貸与を申請する者について適用し、同日前に奨学金の貸与を申請した者については、なお従前の例による。



高知県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年8月12日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第20号

高知県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則(平成19年高知県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「なお、関係機関において奨学金の貸与の決定のために必要な事項を調査されることについて同意します。」を削り、同様式備考中「のうち」を「のうち少なくとも」に改める。

別記第2号様式中

「なお、関係機関において奨学金の貸与の決定のために必要な事項を調査されることについて同意します。」を削り、同様式備考中「のうち」を「のうち少なくとも」に改める。

別記第3号様式中

「なお、関係機関において奨学金の貸与の決定のために必要な事項を調査されることについて同意します。」を削り、同様式備考中「のうち」を「のうち少なくとも」に改める。

別記第6号様式を次のように改める。

第 6 号様式 (第 7 条関係)

誓約書

年 月 日

高知県教育長 様

奨学生	奨学生決定番号		学校名	
	フリガナ氏名		住所	(郵便番号 -)
	生年月日	年 月 日	電話番号	
保護者	フリガナ氏名		住所	(郵便番号 -)
	生年月日	年 月 日	電話番号	
	奨学生との関係		職業	
連帯保証人※1	フリガナ氏名		住所	(郵便番号 -)
	生年月日	年 月 日	電話番号	
	奨学生との関係		職業	
連帯保証人※1	フリガナ氏名		住所	(郵便番号 -)
	生年月日	年 月 日	電話番号	
	奨学生との関係		職業	

高知県立高校通学支援奨学金貸与条例及び高知県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則の規定に従い、奨学生としての責務を誠実に果たします。
 保護者においては、奨学生に対して高知県立高校通学支援奨学金貸与条例及び高知県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則の規定に従い、奨学生としての責務を誠実に果たさせるとともに、義務の不履行その他不都合な行為をさせないようにします。
 連帯保証人においては、奨学金の返還の債務について、奨学生と連帯して負担します。
 奨学生及び連帯保証人においては、奨学金の返還を怠ったときは、強制執行等の法的措置を受けても異議はありません。
 奨学生、保護者及び連帯保証人においては、高知県立高校通学支援奨学金の貸与の申請時から当該奨学金の返還の完了までの間における当該奨学金に係る事務処理上必要があると認められる関係機関に対する調査の実施について同意します。

備考 ※1 連帯保証人のうち少なくとも 1 人は、保護者以外の方で、独立の生計を営む成年者でなければなりません。
 ※2 この誓約書に押印した連帯保証人の印鑑については、市町村長が発行する印鑑証明書を添えてください。

別記第 15 号様式を次のように改める。

第15号様式（第13条関係）

年 月 日

高知県教育長 様

奨学生 奨学生決定番号
住 所
氏 名 ㊟

奨学金貸与再開申請書

奨学金の貸与の再開を希望するので、高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則第13条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 奨学金の貸与の再開を申請する理由
- 2 奨学金の貸与の一時停止の始期
年 月から
- 3 奨学金の貸与の一時停止の理由がなくなった日
年 月 日

備考 「奨学金の貸与の一時停止の理由がなくなった日」欄は、貸与の一時停止の理由がなくなる前に申請する場合は、その理由がなくなる予定の日を記載してください。

別記第18号様式を次のように改める。

第18号様式(第16条関係)

高知県県立高校通学支援奨学金借用証書

借用金額 _____ 円

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例第2条第1項の規定に基づき、奨学金として上記の金額を借用しました。

つきましては、高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例及び高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則の規定を守り、滞りなく返還します。

なお、高知県県立高校通学支援奨学金の返還の完了までにおける当該奨学金に係る事務処理上必要があると認められる関係機関に対する調査の実施について同意するとともに、当該奨学金の返還を怠ったときは、強制執行等の法的措置を受けても異議はありません。

年 月 日

高知県教育長 様

奨学生 奨学生決定番号
住 所
氏 名
生年月日
電話番号

連帯保証人 住 所
氏 名
生年月日
職 業
電話番号

連帯保証人 住 所
氏 名
生年月日
職 業
電話番号

備考 1 連帯保証人のうち少なくとも1人は、保護者以外の方で、独立の生計を営む成年者でなければなりません。
2 この借用証書に押印した連帯保証人の印鑑については、市町村長が発行する印鑑証明書を添えてください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則別記第1号様式から別記第3号様式まで及び別記第6号様式の規定は、この規則の施行の日以後に奨学金の貸与を申請する者について適用し、同日前に奨学金の貸与を申請した者については、なお従前の例による。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第70号

平成23年8月7日に行った高知県議会議員補欠選挙において当選した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成23年8月9日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

選挙区	住所	氏名
黒潮町	高知県幡多郡黒潮町出口175番地	金子 繁 昌

監 査 公 表

監査公表第9号

平成23年8月12日

高知県監査委員 浜田 英宏
同 桑名 龍吾
同 坂本 千代
同 朝日 満夫

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づき、平成23年5月27日 高知市 森武彦ほか2名から提出のあった高知県職員措置請求について監査を行い、同年7月25日に監査結果を通知したので、同条第4項の規定により、次のとおり公表する。

(原文登載)

高知県職員措置請求監査報告書

第1 請求の受理

1 請求人
高知市 森 武彦
高知市 田所 辨蒔
高知市 岡林 文夫

2 請求の内容

請求人提出の高知県職員措置請求書による措置内容及び請求の理由は、次のとおりである。

(1) 措置内容

高知県教育委員会において、平成23年5月16日に奨学金返済データが紛失した事による関係者への謝罪文の印刷費・郵送料等の諸費用を、当該データの紛失に関わった担当職員に賠償を命ずるよう知事に勧告することを求める。

(2) 請求の理由

ア 奨学金返済データのUSBメモリ2個とコンパクトフラッシュ1枚は個人情報であり、通常は、担当課の金庫に厳重に保管されているものである。

担当職員の机の上に放置されるものではない。

担当職員の重大な過失により紛失したものであり、紛失による諸費用は通常は必要でないものである。

紛失による諸費用分は、高知県に損害を与えたことになるので、その金額は担当職員が高知県へ弁償すべきである。

イ 地方自治法第2条第14項に規定する「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、・・・最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とある。

地方自治法第243条の2（職員の賠償責任）に規定する「・・・物品を使用している職員が故意又は重大な過失により・・・その使用に係る物品を亡失し、・・・これによって生じた損害を賠償しなければならない。・・・」とある。

地方財政法第4条第1項に規定する「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」とある。

本件の諸費用の支出と、USBメモリ2個とコンパクトフラッシュ1枚の物品を担当職員の重大な過失により紛失させた行為は、違法・不当な行為に当たる。

これによって生じた損害を担当職員が高知県に賠償しなければならない。

以上、地方自治法第242条第1項により事実証明書を添えて必要な措置を講ずべきことを請求する。

(3) 事実を証する書面

ア 平成23年5月24日付け高知新聞の記事の写し

イ 平成23年5月24日付け毎日新聞の記事の写し

3 請求の要件審査

本件請求は、平成23年5月27日に受付し、要件審査の結果、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する要件を具備しているものと認め、同日付けで受理した。

第2 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述

(1) 請求人に対して、法第242条第6項の規定により、平成23年6月16日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

請求人から、陳述の日までに次の書面が提出された。

ア 県教育委員会が請求人に情報提供した書類（次のイからケまで）の名称及び当事者の数を記載した文書の写し

イ 警察への届出に関する参考文書の写し

ウ 奨学資金の貸与に関する条例及び規則

エ 高知県情報セキュリティポリシー

オ 高知県庁ネットワーク運営管理要綱

カ 電磁的記録取扱要綱

キ コンピュータ及び記録媒体を処分する際のデータの処理について（平成18年10月1日付け18高情企第146号情報企画課長通知）

ク 高知県個人情報取扱事務委託基準

ケ 私用の外部記録媒体の持ち込み禁止及びUSBメモリの管理並びに共有フォルダの活用について（平成21年3月31日付け20高情第1450号総務部長通知、同日付け20高情政第1028号政策企画部長通知）

コ 支出命令書（平成23年5月24日）及び支出負担行為決議書（平成23年5月19日）の写し（封筒代18,480円に係るもの）

サ 経費支出伺（平成23年5月20日決裁）及び支出負担行為決議書兼支出命令書（平成23年5月20日）の写し（郵便料金560,000円に係るもの）

シ 前渡資金精算書（平成23年5月23日）の写し（郵便料金560,000円に係るもの）

ス 個人情報紛失再発防止対策に関する検討報告書（多摩市）

セ USBメモリの紛失を受けた対策（徳島県）

ソ 決定期間延長通知書（平成23年6月6日付け23高教人第160号）の写し

(2) 執行機関に対して、平成23年6月17日に陳述の機会を与えた。

2 監査対象事項

請求の趣旨及び陳述内容から、奨学資金収納管理用のUSBメモリ2個及びコンパクトフラッシュメモリ1枚を紛失したことが違法又は不当な財産の管理に該当するかどうか、関係者への謝罪文の印刷費等の支出は違法又は不当な公金の支出に該当するかどうか、また、これらの行為に関わった職員に損害賠償責任があるかどうかを監査対象とした。

3 監査対象機関

高知県教育委員会事務局において、紛失した奨学資金収納管理用のUSBメモリ等（以下「本件USBメモリ等」とい

う。）を管理し、謝罪文の印刷費等の支出を行った担当課（以下「担当課」という。）を監査対象機関とした。

4 監査の実施

平成23年6月23日に委員監査を行った。

第3 監査の結果

請求人の主張は認められないので、本件請求を棄却する。以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

監査の結果、次の事実を確認した。

(1) 奨学資金電算システムについて

本件奨学資金は、高知県の条例等に基づき高等学校や大学等に進学する能力を持ちながら経済的な理由により進学後修学が困難な者に対し昭和33年度から平成18年度まで貸与してきたが、現在は、返還に関する事務のみとなっている。

平成元年に開発された奨学資金電算システム（以下「電算システム」という。）は、現在、奨学資金の返還、返還免除、返還猶予等に関する事務処理を円滑に行うために、どのネットワークにも接続していないパソコン1台を課内に設置し、運用されている。

また、電算システムでは、県の財務会計システムから収入調定及び入金データの取り入れるため、USBメモリを奨学資金収納管理用として使用している。

(2) 担当課における情報セキュリティについて

ア 課内全体の情報セキュリティ

教育委員会では高知県情報セキュリティポリシーを基本に情報セキュリティを確保するとしており、担当課においても、高知県情報セキュリティ基本方針を定める規程（平成19年高知県教育委員会訓令第7号）（以下「基本方針を定める規程」という。）及び高知県情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）に基づき情報セキュリティ対策を行っているとの説明があった。

特に、USBメモリの取扱いについては、対策基準にある次のようなルールを守り管理してきたとのことである。

(ア) 施錠できる書庫等に媒体を保管若しくは保存し、又はフォルダ等にパスワードを設定すること。

(イ) 電磁的記録は、原則として庁外に持ち出ししてはならないこと。

(ウ) 自己が所有する記録媒体を庁舎内の室に持ち込み、かつ、使用してはならないこと。

なお、USBメモリの管理に当たっては、電磁的記録取扱要綱（平成13年10月1日施行）の第3の1

において、本庁の課及び出先機関の長は、電磁的記録の保管及び保存に当たって、き損、滅失、改ざん、漏えい等が生じないよう必要な措置を講じるものとするとし、第3の2では、所属長は電磁的記録のうち組織的に用いるものと職員が自己の職務の便宜上保有しているものの保管場所を明確に分けるなど、組織的に用いる電磁的記録とそれ以外のものとを区分して管理するものとされている。

さらに、個人情報が入ったUSBメモリを県職員が紛失するという事案を受けて出された「情報資産の適正な管理について（平成20年12月25日付け20高情政第707号情報セキュリティ委員会委員長（副知事）通知）」及び「私用の外部記録媒体の持ち込み禁止及びUSBメモリの管理並びに共有フォルダの活用について（平成21年3月31日付け20高県情第1450号総務部長通知、同日付け20高情政第1028号政策企画部長通知）」により、USBメモリ等の取扱いに際しての確認や注意喚起等がなされている。

イ 電算システムの情報セキュリティ

基本方針を定める規程第8条では、情報システムを管理する者は、自らが管理する情報システムについて、対策基準に定める情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順をまとめた情報セキュリティ実施手順を作成しなければならないとされている。

これを踏まえ担当課では、奨学資金電算システム情報セキュリティ実施手順書（以下「実施手順書」という。）を平成21年9月に作成し、これに基づいて電算システムを運用している。

実施手順書の「4.6 外部記録媒体の保管」では、USBメモリの保管場所は常に施錠された金庫とし、その取扱いのルールとして、庁外への持ち出し時は管理者である所属長の許可を得るとともに、持ち出しや返納時は記録簿に記入することとされている。

紛失した2個のUSBメモリはUSBメモリ管理台帳に記載され、施錠された金庫に保管されていた。また、電算システムのパソコンと担当職員のパソコンでのみ使用されるものであったことから、担当課の外に持ち出されることはなかったとのことであった。

(3) USBメモリを使った具体的な作業内容

ア 担当職員（以下「職員A」という。）は、自己のパソコンの県財務会計システムにある奨学資金返還金の収入調定及び入金データをUSBメモリで電

算システムに取り込み、返還金の債権管理を行っていた。

イ 職員Aは、電算システムから債権管理データをUSBメモリで複写し、自己のパソコンを使って、奨学資金返還に関する資料を作成していた。

ウ 実施手順書の「3 運用の体制・スケジュール」では、担当チーフ及び担当者の2人がシステム担当者に位置付けられているが、上記ア及びイの作業は専ら職員Aが行っていた。

(4) 本件USBメモリ等について

ア 概要

(ア) USBメモリ（アイ・オー・データ製）1個
データ容量は2GBである。奨学生及び保護者の住所、氏名や貸付額、年賦額等が記録されていた。

(イ) USBメモリ（バッファロー製）1個
データ容量は2GBである。昭和33年から始まった当初の奨学資金制度のデータとして整理された奨学生及び保護者の住所、氏名、生年月日等が記録されていた。

(ウ) アダプタ付きのコンパクトフラッシュメモリ1枚

職員Aが前任者から引き継いだもので、奨学生及び保護者の住所、氏名、電話番号、貸付額、年賦額等が記録されていた。

イ 取扱状況

(ア) 本件USBメモリ等は、フロッピーディスク用の透明ケース（高10cm×幅10cm×奥4cm）に入れられて、金庫に保管されていた。通常、職員Aが電算システムの作業のため金庫からケースごと持ち出し、使用していた。

(イ) 実施手順書の「4.7 バックアップ」では、USBメモリを使って電算システムの簡易バックアップを毎日行うこととなっているが、簡易バックアップは、システム保守委託事業者によるフルバックアップが2ヶ月に1回行われていたことや、これまでにトラブルがなかったことから行われていなかった。

(ウ) 職員Aが日常の作業に使用していたのはUSBメモリ（アイ・オー・データ製）であった。USBメモリ（バッファロー製）及びコンパクトフラッシュメモリは、今後の作業に必要となった場合に備えていたもので、日常的には使用していないとのことであった。

ウ 紛失の経緯

(ア) 5月16日（月）

午前8時30分前、職員Aより早く出勤した職員Bは、平成23年4月末頃に職員Aから、自分より出勤が早い場合は、当該ケースを職員Aの机の上に出しておくように頼まれていたことから、いつも取り出している公印やキャビネットの鍵とともに、当該ケースを金庫から取り出し、職員Aの机の上に置いた。

8時30分に職員Aから、午前中の年次有給休暇を取得したいとの電話連絡があった。

9時30分前に別の職員が、職員Aの机の上当該ケースがあるのを見ている。

午後1時30分に職員Aは出勤したが、午後2時前に出先機関に向き、午後3時頃に帰庁した。その後、本件USBメモリ等を使用した業務を行わなかったことから、当該ケースを見たというはっきりした記憶がないまま、午後6時30分頃に帰宅した。

午後9時前、同課職員が公印を金庫に戻し帰宅、午後9時過ぎに別の職員がキャビネットの鍵を金庫に戻し、金庫を閉め帰宅した。

(イ) 5月17日（火）

職員Aが午前8時30分前に金庫を開け、当該ケースがないことに気付いた。

エ 紛失後の対応

「県が保有する個人情報が漏えいした際の対応について」（平成23年2月22日付け22高文書第228号総務部長通知）においては、県が所有する個人情報が漏えいした場合には、県民の皆様にも多大な被害を与える恐れがあり、また県への信頼を著しく損なうことにもなるため、こうした事態が発生した場合には、組織として迅速かつ適切な対応を行う必要があるとしている。個人情報が漏えいした場合等の事故報告や基本的な所属長等の具体的な対応については、事故報告書を作成し文書情報課長に提出すること、速やかに被害者への連絡及び謝罪に努めるとともに、被害者本人からの問合せ等には誠意をもって対応すること、盗難の場合は被害届、紛失の場合は遺失届を警察に提出すること、速やかに漏えいの原因を究明し、再発防止策を講じることなどが求められている。

また、「情報セキュリティに関する事案発生時の対応計画」（平成18年4月1日制定）においても、情報システムを管理する所属長は、直ちに直属の部長等及び情報企画課長（現在は情報政策課長）へ

報告のうえ対応を決定するとともに、事案の状況説明及び問合せに対応できる体制を整えることが求められており、所属長は必要に応じて事案に関する情報を広報広聴課を通じて報道機関に公表することとなっている。

さらに、犯罪の危険性が高い事案が発生した場合は、所属長は直ちに高知県警察本部生活環境課サイバー犯罪対策係へ通報することとされている。

こうしたことを踏まえて、担当課は次のような対応をしている。

(ア) 課内の調査等

a 5月17日(火)

課の全職員に対して前日の行動調査や聞き取り調査を実施したが、当該紛失に関する情報は確認できなかった。

さらに、課内を探すとともに職員Aの机のすぐ下にゴミ箱が置かれていたので、このゴミ箱に落ちたことも考えられることから、西庁舎のゴミ集積場の確認やゴミ回収業者への問い合わせを行ったが、当日の午前6時30分に西庁で回収された後であり、発見に繋がる情報は確認できなかった。

その後、教育長、教育次長に報告するとともに、改めて課内全体を捜索するが見つめることはできず、西庁舎守衛室の確認や高知警察署への問い合わせをするが、落し物として届けられていなかった。また、紛失当日に入入りしたドリンク配達業者2社の販売員にも聞き取りを行ったが、心当たりはないとのことであった。

b 5月18日(水)

課内の再度の捜索及び教育委員会事務局内の捜索を行うが、発見できなかった。また、紛失当日に入入りした保険外交員に聞き取りを行ったが、心当たりはないとのことであった。

c 5月19日(木)

これまでの聞き取り調査等では、盗難に繋がる情報も確認できなかったため、紛失した可能性が高いと判断し、高知警察署に遺失物届を提出した。また、情報政策課長に情報セキュリティに関する事案報告書を提出するとともに、文書情報課長へも当該事案報告書を提出した。

d 5月23日(月)

本件USBメモリ等の紛失について記者発表を行った。

e 5月24日(火)

万が一の個人情報の漏えいに備えて、高知県警察本部生活環境課サイバー犯罪対策係に協力依頼した。

(イ) 謝罪文の送付等

a 5月20日(金)

奨学資金貸与関係者に謝罪文を送付することとし、教育長の決裁を受けた。

b 5月22日(日)

謝罪文を奨学資金貸与関係者10,158人(送付総数7,287通)に郵送した。

c 5月23日(月)～27日(金)

今回の紛失についての問合せに対応する体制を組み、夜間の問合せ等にも対応した。

(対応人数：奨学資金貸与関係者が延べ45人、その他の県民2人)

(5) 謝罪文の送付等に要した経費について

ア 謝罪文の送付等

次のような経費の支出を確認した。

(ア) 郵送料

平成23年5月20日に奨学資金貸与関係者への文書を送付するための経費支出何となされ、同日の支出負担行為決議書兼支出命令書により担当課職員を資金前渡職員として560,000円が支出された。

5月22日に当該職員は同額の現金に郵便切手出納簿により管理する切手9,070円分を加えて、郵便料金を支払っていた。なお、同日付の郵便事業株式会社の領収証書には送付総数が7,287通、郵送料が569,070円であることが認められた。

5月23日には前渡資金精算書により郵便料金として560,000円の精算が完了していた。

(イ) 封筒代

金額18,480円とする封筒5,000枚の見積書により、平成23年5月19日に消耗品費として同額の支出負担行為決議となされ、翌日に封筒5,000枚が納品されていた。

5月24日に支出命令が行われ、6月7日に18,480円が支払われている。

また、今回の送付に要した封筒は7,287枚であり、内2,287枚は担当課の既存の封筒が利用されていた。この封筒については、総務事務セ

ンターが平成23年3月17日及び平成22年11月10日に受け付けた購入先の単価契約物品発注明細書兼請求書によると、各2,000枚の封筒が担当課に平成23年3月16日及び平成22年11月10日に納品され、その金額は各2,352円であったので、封筒2,287枚の金額は2,690円と認められた。

送付総数7,287通に要した封筒の経費は、合計21,170円であった。

(ウ) 用紙代

担当課の既存のコピー用紙が利用されていた。総務事務センターが平成23年3月17日に受け付けた購入先の単価契約物品発注明細書兼請求書によると、1箱(2,500枚入り)1,083.6円のコピー用紙32箱が平成23年3月11日に担当課に納品されていた。必要とした用紙は7,287枚であり、その金額は3,158円であった。

(エ) 送付作業等に要した時間外勤務手当

担当課の資料によると、職員1人(平成23年5月17日、18日の分)、別の職員1人(5月21日、22日の分)、計2人に合計30,914円が支出されていた。

(オ) 送付後の問合せ等への電話対応業務に要した時間外勤務手当

担当課の資料によると、職員5人に平成23年5月23日～27日の分として、合計149,921円が支出されていた。(5人の時間数は、それぞれ異なる。)

イ 本件USBメモリ等の取得価額等

次のような経費の支出を確認した。

(ア) USBメモリ(アイ・オー・データ製)1個

平成20年6月5日に総務事務センターが受け付けた購入先からの納品書兼請求書によると、2,625円で同日に納品されていた。

(イ) USBメモリ(バッファロー製)1個

平成21年12月28日に総務事務センターが受け付けた購入先からの納品書兼請求書によると、1,428円で12月25日に納品されていた。

(ウ) アダプタ付きのコンパクトフラッシュメモリ1枚

納品時期及び金額は、確認できなかった。

なお、債権管理用のデータは、電算システムのパソコンにすべて保存されており、今後の奨学資金の債権管理には支障がないとの説明があった。

2 担当課の意見

6月17日及び23日に担当課は、次のように説明している。

(1) 担当職員の過失等について

職員の机の上に本件USBメモリ等が入ったケースを置いたままにしていたという、個人情報の管理の甘さがあったとはいえ、紛失することを認識または容認しつつ、ケースを放置したわけではなく、故意ではない。

また、対策基準に基づき、毎日、金庫に厳重に保管していたことや、外部に持ち出したものではないことから、地方自治法第243条の2に規定する「故意又は重大な過失」には当たらないと判断している。

(2) 謝罪文の送付等に要した経費の支出について

奨学生及び保護者等に対し、速やかに謝罪する必要がある。また、万が一情報の漏えいが疑われるような事例があれば、連絡いただきたいことを伝える必要があると判断した。

このための方法として、本来は訪問して直接謝罪すべきであったが、県内外に在住の10,158人という多数の奨学生及び保護者等に対し直接出向くことは困難であり、早急に対応すべき事案であることや、必要最少限度の経費という観点の両面を考え合わせ、謝罪文を郵送することにした。

したがって、地方自治法第242条の住民監査請求における「違法若しくは不当な公金の支出」には当たらないと考えている。

(3) 今後の取組について

業務執行上、USBメモリを使用せざるを得ないため、紛失に至った事実関係の検証内容をもとに所属研修を実施し、個人情報の適切な取扱いについて意識を高めるとともに、次のような再発防止対策を実施している。

ア パソコンから引き抜くと、ロックされるセキュリティ機能の付いたUSBメモリに更新し、個人情報の入ったファイルには必ずパスワードを設定する。

イ 金庫の暗証番号を変更し、USBメモリ等を使用しようとする職員は、所属長等（課長、課長補佐）に申し出たうえ、所属長等が自ら開錠する。

ウ 個人情報の含まれるデータ処理用と含まれないものを使い分けることによって、金庫から出す頻度を減少させる。

エ USBメモリ等の保管場所からの持ち出しは、真に必要な時間帯のみとし、机上への放置、パソ

コンに接続したまま放置する等の行為を絶対に行わないこととする。

情報管理の甘さを深く反省し、課内研修を通じて個人情報保護の意識を高めるとともに、再発防止対策を実行することによって、こうしたことを二度と起こさないように取り組んでいる。

また、一定この事案が検証、整理された段階で、教育委員会の課長会において、今回の事案を教訓とした個人情報保護の意識を高める啓発を実施していきたいと考えている。

なお、教育委員会事務局では、現在USBメモリの使用実態調査を実施しており、教育委員会としての対応策を示す予定である。

3 監査委員の判断

以上の監査結果に基づき、本件請求について次のとおり判断する。

(1) 本件USBメモリ等の紛失について

今回の紛失については、使用者である職員Aが午前中は休暇のため不在であるにもかかわらず、当該職員の机の上にケースごと置かれたままになっていたことが紛失の直接の原因と考えられる。また、使用頻度の異なる複数の電子記録媒体を同一のケースで保管し、日常の業務では使用しないものまでも同時に取り出していたことなど、課長、課長補佐（物品管理主任）及び職員A（使用者）のいずれも、個人情報が記録された本件USBメモリ等の管理について細心の注意を払っていたとは言えない。

しかし、「1 事実関係の確認」の(2)のとおり、本件USBメモリ等は課内の施錠した金庫に保管していたこと、庁外に持ち出すことはなかったこと、使用は電算システムの運用業務に限定していたこと、USBメモリ管理台帳に記載し管理していたこと等から、基本的なセキュリティ対策は行われていたと考えられる。

したがって、本件USBメモリ等の紛失については、リスク管理に甘さがあったと認められるが、違法又は不当な財産の管理とまでは言えない。

(2) 謝罪文の印刷費等の支出について

本件のように個人情報が記録されたUSBメモリ等が紛失した場合に、紛失後の対応として関係者に対する謝罪文を印刷し送付したことは、「1 事実関係の確認」の(4)のエのとおり県の方針に沿うものであり、必要で適切な措置であったと考えられる。

また、謝罪文の印刷費等の支出に関する会計事務処理は、「1 事実関係の確認」の(5)のアのとおり適

正に行われている。

したがって、謝罪文の印刷費等の支出は、違法又は不当な公金の支出に該当しない。

(3) 担当職員の損害賠償責任について

法第243条の2第1項前段に規定する職員の損害賠償責任は、故意又は重大な過失により保管に係る物品等又は使用に係る物品を亡失し、又は損傷したことにより県に損害を与えたときの責任であるが、上記(1)のとおり本件USBメモリ等の紛失に関して担当職員に故意又は重大な過失はないと認められるので、担当職員に賠償責任はない。

また、同項後段に規定する職員の損害賠償責任は、故意又は重大な過失により法令に違反して同項各号に掲げる行為（支出負担行為等）をしたこと又は怠ったことにより県に損害を与えたときの責任であるが、謝罪文の印刷費等の支出は、上記(2)のとおり違法又は不当な公金の支出ではないので、担当職員に賠償責任はない。

以上のことから、本件における請求人の主張にはいずれも理由がないものと判断する。

第4 教育長に対する意見

今回の監査を通じて、監査委員としての意見を述べる。

この度の個人情報を含むUSBメモリ等の紛失については、こうしたことを再び繰り返すことがないよう情報セキュリティの体制や仕組みを見直し、徹底した再発防止策に取り組むことを求める。

基本である職員一人ひとりの情報セキュリティに関する知識や意識を高めることはもちろん、組織として二重三重の安全を考えた人的体制や職場環境を整えることが急務であると考えられる。

また、この件に関しては、個人情報の漏えいの危険性がなくなったとはいえないことから、万が一の場合は被害を最少限に止めるための対策を望む。

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成23年8月12日

高知県知事 尾崎 正直

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
高知県税務総合システム開発等委託業務 一式

- | | |
|---|--|
| <p>2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県総務部税務課 高知市丸ノ内一丁目2-20</p> <p>3 随意契約の相手方を決定した日
平成23年7月11日</p> <p>4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社高知支店 高知市本町四丁目2番52号</p> <p>5 随意契約に係る契約金額
698,250,000円</p> <p>6 契約の相手方を決定した手続
公募型プロポーザル方式による随意契約</p> <p>7 随意契約によることとした理由
政令第10条第1項第1号に該当するため</p> | |
|---|--|

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平11・12・7	8212	目次	1	上 (17)	◎告示(港湾施設の概要)の一部改正(港湾課)	○告示(港湾施設の概要)の一部改正(港湾課)
平23・6・24	9350	告示	2	左 (4)	須崎市大谷字河原山922の1(次の図に示す部分に限る。)	須崎市大谷字河原山922の1
				左 (8)	急傾斜地崩壊対策事業用地とするため (「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び須崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)	急傾斜地崩壊対策事業用地とするため